

< 障害福祉課施設管理室 >

1 国立更生援護施設等の運営について

国立更生援護施設は、身体障害者のリハビリテーションに関して医療から職業訓練までを一貫して実施する「国立身体障害者リハビリテーションセンター」をはじめ、全国8か所設置している。[資料編1](#)

国立更生援護施設の訓練部門等は、昨年10月の障害者自立支援法の施行に伴い、指定障害者支援施設（国立秩父学園は、知的障害児施設）としての事業体系に移行し、「就労移行支援」、「就労移行支援（養成施設）」、「自立訓練（機能訓練）」、「自立訓練（生活訓練）」、「施設入所支援」を実施しているところであり、その利用は全国の障害者を対象としているので、今後も引き続き、管内市町村及び医療機関等に対し、国立更生援護施設の利用について、周知及び助言方願いする。

（1）国立更生援護施設の事業について

○国立身体障害者リハビリテーションセンター

我が国の身体障害者の中核的リハビリテーション施設として、

- ①総合的リハビリテーションの実施
- ②リハビリテーション技術の研究と開発
- ③リハビリテーション関係専門職員の養成・研修
- ④リハビリテーションに関する情報の収集と提供
- ⑤リハビリテーションに関する国際協力

等の事業を実施している。

平成19年度においても、障害者自立支援法に基づく次の事業を実施している。

①就労移行支援

身体障害者を対象として、職業的自立を目的とした実践的な訓練等（同一敷地内にある職業リハセンターでの職業訓練を受けることも可能）

（標準利用期間：24か月）

②就労移行支援（養成施設）

視覚障害者を対象として、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を取得するための養成訓練（養成期間：中卒5年、高卒3年）

③自立訓練（機能訓練）

視覚障害者を対象として、社会生活に適応するために必要な歩行、日常生活動作等を習得させるための訓練（標準利用期間：18か月）

④自立訓練（生活訓練）

主として高次脳機能障害者を対象に、コミュニケーション訓練や日常生活訓練等（標準利用期間：24か月）

⑤施設入所支援

宿舍の提供、その他生活等に対する相談支援等（職業リハセンター利用者も入所可）

また、同センターは、高次脳機能障害者の全国的な支援体制の強化を図るため、「全国高次脳機能障害支援拠点センター」として、都道府県における地方支援拠点機関等の相談支援事業の円滑な運営を支援するため、専門的な助言、指導及び関係機関の職員の研修等を引き続き実施することとしている。

さらに、平成19年度より、障害者自立支援法の適切かつ円滑な運営に資するため、「サービス管理責任者研修（指導者研修）」及び「相談支援従事者指導者養成研修」を実施することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては了知のうえ、これらの研修を有効に活用されるとともに管内市町村、関係施設・団体等への周知方よろしく願います。

なお、実施についての詳細は、別途通知することとしている。

①サービス管理責任者研修（指導者研修）の概要（案）

研修目的	障害者自立支援法に基づく指定障害福祉サービスの質の確保に必要な知識・技能を有するサービス管理責任者の養成を図る
研修期間	平成19年9月19日（水）～21日（金）の3日間
研修会場	国立身体障害者リハビリテーションセンター （埼玉県所沢市並木4-1 電話04-2995-3100）
定員	235名（各都道府県から5名（5分野各1名））
受講資格	サービス管理責任者の要件となる実務経験を満たし、サービス管理責任者研修の企画及び講師などの中核的な役割を担うために各分野ごとに都道府県の推薦を受けた者
研修内容	全体講義、分野別講義、分野別演習

②相談支援従事者指導者研修の概要（案）

研修目的	地域の相談支援体制の充実並びに相談支援従事者研修事業の円滑な実施と相談支援従事者の養成を図る
研修期間	平成19年6月27日（水）～29日（金）の3日間
研修会場	国立身体障害者リハビリテーションセンター （埼玉県所沢市並木4-1 電話04-2995-3100）
定員	183名（各都道府県から3名）
受講資格	継続的に個別ケースを持ち、それについてケアマネジメントを行っている者であって、都道府県が実施する「相談支援従事者研修」及び地域の相談支援体制において今後も中心的な役割を果たすことが見込まれる者で、都道府県の推薦を受けた者
研修内容	全体講義、分野別演習

なお、リハビリテーション関係専門職員等の研修については資料編2のとおり実施することとしているので、各都道府県・指定都市・中核市におかれては、これらの研修事業を積極的に活用されるとともに関係機関への周知方よろしく願います。

○国立視力障害センター（国立光明寮）

国立視力障害センター（函館市、那須塩原市、神戸市、福岡市の4か所）は、人生中途において視覚障害となった者等を対象として次のような事業を実施している。

①就労移行支援（養成施設）

あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゅう師の国家資格を取得するための養成訓練（養成期間：中卒5年、高卒3年）

②自立訓練（機能訓練）

社会生活に適応するために必要な歩行、日常生活動作を修得させるための生活訓練等及び現職復帰の可能性のある者に対して個別の訓練プログラムを作成し、実践的な福祉機器操作訓練や歩行訓練等
（標準利用期間：18か月）

③施設入所支援

宿舎の提供、その他生活等に対する相談支援等

○国立重度障害者センター（国立保養所）

国立重度障害者センター（伊東市、別府市の2か所）は、重度の身体障害者（主として「頸髄損傷者」）を対象に次のような事業を実施している。

①自立訓練（機能訓練）

機能回復訓練、日常生活動作訓練、職能訓練等の医学的・社会的リハビリテーションを実施（標準利用期間：18か月）

②施設入所支援

入浴、排せつ、食事等の介護、その他生活に対する相談支援等
また、同センターにおいては、重度障害者の居宅生活を可能とするための住宅改造に関する支援等を行っている。

○国立秩父学園（知的障害児施設）

国立知的障害児施設（国立秩父学園）は、知的障害の程度が著しい児童及び自閉症等を有する児童又は視覚や聴覚に障害のある知的障害児を入所させ、その保護・指導を実施するとともに、自閉症等を有する在宅の児童に対する外来診療及び通園療育指導を行っている。

また、知的障害児の保護指導業務に従事する専門職員の養成・研修を行っており、平成19年度においては、**資料編3**のとおり発達障害者支援センターの職員を対象とした「発達障害者支援センター職員研修会」及び都道府県・指定都市における発達障害分野の指導者となる行政担当及び保健師、保育士等の現任者を対象とした「発達障害関係職員研修会」等を実施することとしているので、職員の派遣及び市町村等関係機関、施設等に対する周知徹底方よろしく願います。

（2）全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）は、昭和55年8月に「国際障害者年」の記念事業として、国が設置した身体障害者福祉センターであり、身体障害者の自立更生と福祉の増進を図ることを目的として、身体障害者の各種相談、障害者施策等に関わる職員研修、情報提供等を行っている。

○相談事業

身体障害者等に対して生活、就職、法律、年金、補装具等に関する相談の実施

○研修事業 **資料編4**

全国の身体障害者福祉センター職員等を対象として、職務上必要な知識、技術等を習得させることを目的とした研修の実施。

- ・身体障害者福祉センター職員（初任者・現任者）等の研修
- ・障害者福祉レクリエーション支援者研修 等

○情報提供事業

身体障害者にかかる情報提供の充実を図るため、身体障害者福祉に関する実務情報誌「戸山サンライズ」の発行。

【連絡先】 全国身体障害者総合福祉センター（戸山サンライズ）

〒162-0052 東京都新宿区戸山1-22-1

TEL 03-3204-3611 FAX 03-3232-3621

E-mail toyama@abox22.so-net.ne.jp

URL <http://www.normanet.ne.jp/~ww100006/index.htm>

2 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園における取組みについて

のぞみの園は、平成18年10月の障害者自立支援法の施行に伴い、新たな事業体系に移行したところであり、「施設入所支援」、「生活介護」及び「自立訓練（生活訓練）」を実施している。

また、群馬県知事の指定を受け、「短期入所」及び「相談支援」の事業を実施するほか、高崎市等からの委託により「日中一時支援事業（地域生活支援事業のその他の事業）」を実施している。

(1) のぞみの園における地域生活移行への取組み

のぞみの園における地域生活移行については、出身地域や近隣地域のグループホーム等への移行を基本として進めているところであり、また、実践においては、入所者本人の意向はもちろんのこと、保護者等の家族の意向、本人の生活歴等も尊重しつつ、個々の入所者ごとに慎重かつ丁寧に進めていくことを基本としている。

特に、受入先となる関係地方公共団体等への働きかけや情報交換を含む相互の連携体制の確立は重要な課題であり、その取組事例を全国に発信することが必要であると考えている。

現在、のぞみの園においては様々な取組を行っているところであり、その詳細については、ニューズレターを通じて情報提供をしているので、その活用を図られたい。

また、今までの活動においても、関係の地方公共団体等との個別の協議を行っているところであるが、さらに、その対象を広げ、多くの地方公共団体等へ協議を行うこととしているので、協力方願います。

(2) 障害福祉計画について

のぞみの園は、全国を対象としており、現入所者についてみれば、その出身地は43都道府県259市区町村（平成19年2月1日現在）に及んでいるところである。

資料編5

平成18年5月に開催された全国障害福祉計画担当者会議においても申し上げたとおり、都道府県域を超えて入所するいわゆる「県外利用者」については、居住地特例により、利用者の費用負担は入所前の都道府県が行うことになっており、各都道府県、市町村において障害福祉計画を策定する際には、のぞみの園の入所者の地域移行を念頭に置きながら数値目標を設定する等サービス見込み量等について、当施設の利用者が適切に反映されるようお願いする。

(3) のぞみの園における養成・研修の実施について

ア のぞみの園福祉セミナーの開催

のぞみの園においては、調査・研究の成果を踏まえ、全国の知的障害者の支援業務に従事する者に対し、専門的・体系的な養成・研修事業を以下のとおり実施することとしているので、管内の関係団体及び施設に対する周知方願います。

研究コース	期間	定員	開催場所	開催予定日
地域支援セミナー (新事業体系)	2日	300人	高崎シティギャラリー コアホール	9月 20日(木)～21日(金)
知的障害者の健康 管理セミナー	2日	80人	ホテルメトロポリタ ン高崎	11月 29日(木)～30日(金)

イ 行動援護従業者養成中央セミナーの開催について

のぞみの園においては、障害者自立支援法に基づく新たなサービスとしての「行動援護」の実施に伴い、昨年度に引き続き、都道府県が行う研修の講師を担う者を養成することを主な目的として、「行動援護従業者養成中央セミナー」を開催するので、都道府県においては、行動援護に係る着実な基盤整備及び良質なサービスの提供に資するため、研修の講師となることが想定される者等についての積極的な受講について特段のご配慮をお願いする。

日 時 平成19年7月2日(月)～4日(水)

場 所 ホテルメトロポリタン高崎(群馬県高崎市八島町222)

定 員 200人

位置付け 行動援護従業者養成研修に相当する研修と位置付けることとし、本研修の終了者は、行動援護に係る研修要件を満たす者として取り扱うこととする。

※募集・受講に関する窓口

独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
企画研究部 企画研究課 養成研修係 (担当:山崎)

TEL 027-320-1367 FAX 027-320-1368

E-mail yamazakit@nozomi.go.jp